

総合計画策定の経過

年 月	事 項	内 容
令和 5 年 11 月	市民意識調査	松阪市の市政運営の基礎資料とし、市民の市政に対する意識や要望を調査把握するため、市内在住の 15 歳以上の 3,000 人を対象にアンケートを実施。 有効回収数：1,327 人 回収率：44.2%
令和 6 年 6 月～10 月	総合計画審議会	市内各種団体の代表者や公募市民など 19 人で構成。総合計画案について、3 回の審議を実施し、市長からの諮問に対する答申書を提出。
令和 6 年 7 月～9 月	松阪市の 未来を語る会	松阪市の将来像や、市民と行政が協働でできることなどをテーマに、市民と市長による懇談会を市内 8 か所で実施。 延べ参加者数：106 人
令和 6 年 7 月～8 月	総合計画の キャッチフレーズ 募集	市民に親しまれる計画とするため、総合計画のキャッチフレーズを公募。 応募数：29 件
令和 6 年 8 月	パブリックコメント	総合計画中間案に対するご意見を幅広く募集するため、市役所や各地域振興局、松阪市ホームページ上でパブリックコメントを実施。 意見数：6 人、38 件
令和 6 年 12 月	議 決	松阪市議会にて、総合計画基本構想を原案どおり可決

松阪市総合計画審議会

松阪市総合計画審議会条例

(設 置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

(委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部経営企画課において処理する。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

令和6年度 松阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職	団 体 名 等	氏 名
会 長	四日市大学名誉教授（学識経験者）	岩 崎 恭 典
副会長	松阪市住民自治協議会連合会 会長	水 谷 勝 美
委 員	連合三重松阪多気地域協議会 議長	伊 藤 暁 広
//	松阪認可保育園連盟 久保保育園園長	大 西 秀 明
//	松阪市観光協会 専務理事	岡 本 孝 雄
//	公募市民委員	笠 木 千 夏
//	松阪市老人クラブ連合会 会長	北 岡 巖
//	公募市民委員	木 本 英 伸
//	三重県デジタル改革推進課 課長	庄 山 徹
//	松阪市障害者団体連合会 会長	世 古 佳 清
//	松阪商工会議所 専務理事	高 畑 明 弘
//	松阪警察署 警務課長	谷 雄 介
//	公募市民委員	富 保 孝 之
//	松阪市社会福祉協議会 会長	中 森 弘 幸
//	松阪青年会議所 副理事長	西 川 弘 純
//	松阪地区医師会 会長	平 岡 直 人
//	社会教育委員会 委員	福 田 哲 也
//	みえなか農業協同組合 代表理事組合長	山 本 清 已
//	松阪飯南森林組合 代表理事組合長	水 谷 晴 夫

松阪市総合計画(諮問)

24 松経第000132号
令和6年6月17日

松阪市総合計画審議会会長 様

松阪市長 竹上 真人

松阪市総合計画について(諮問)

令和6年度を初年度とする新たな松阪市総合計画を策定するにあたり、松阪市総合計画審議会条例の第1条の規定に基づき、基本構想、基本計画及び地方創生総合戦略について貴審議会の意見を求めます。

松阪市総合計画(答申)

令和6年10月15日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市総合計画審議会
会長 岩崎 恭典

松阪市総合計画について(答申)

令和6年6月17日付け24松経第000132号にて諮問のあった松阪市総合計画(案)について、市民の視点や専門的な視点から当審議会にて慎重に協議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会では、示された松阪市総合計画(案)について、社会・産業構造の変化、生活や仕事に密着した地域経済の動向、市民意識の潮流などを踏まえ、現状分析をもとに各委員が様々な視点からさまざまな意見を出し合い、地域の活力を生み出す要素である地域資源をどのように活用していくか、シビックプライドの醸成を実現し、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるにはどうすれば良いか、審議を重ねてまいりました。

この松阪市総合計画(案)は、松阪市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の実現に向けた主な取組と、その進捗を管理するための数値目標が設定されており、おおむね妥当なものと認められます。

なお、本計画案の審議の過程で出された意見を次のとおり付します。

1. 計画策定の背景、経過について

1) 現状認識について

2020(R2)年の国勢調査の結果より、松阪市の年齢3区分の構成比を2015(H27)年と比較すると、年少人口、生産年齢人口は共に減少傾向であるのに対して、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化の進行が加速していることが伺えます。また人口減少の具体的要因としては、出生数の低下や進学や就職による都市部への流出等が考えられますが、市民3,000人を対象とした市民意識調査においては、市民のニーズや地域の課題の経年変化を把握し、人口減少社会における課題特定に努められています。

2) 策定にかかる経過について

今回の総合計画は、10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」を引き続き掲げ、市長の公約等を反映させるとともに、新たな視点で見直しを行い、急激な社会情勢

の変化にも柔軟に対応していく、という方向性を市民にわかりやすく提示するために、様々な段階を経て構築をされています。

市民からの意見やニーズを取り入れるために、令和5年11月に行った3,000人対象の市民意識調査をはじめ、翌年7月から9月末にかけて市長が市内8か所をまわり市民から総合計画についての意見を聴取する「松阪市の未来を語る会」の開催、総合計画中間案に対して広く市民の意見を募集するパブリックコメントを実施されています。また、新しい総合計画を市民に親しまれる計画とするために「キャッチフレーズ」の募集を行い、「和で結び みんなで築く 松阪市」に決まりました。

特に、当審議会においては、公募で選ばれた3名の市民と各種団体16名の委員が、それぞれの見識を発揮して細部にわたる積極的な意見を述べ、より良い松阪市の将来に向けて真摯に審議を重ねてまいりました。

以上の策定経過から、市民の声を集約し参画を得る努力のもと、長期的な視点に立った有識者の意見も取り入れ、当審議会における審議を経て、できる限り本計画案に反映させるため細かな対応と工夫がなされてきた姿勢は評価します。

2. 計画案について

- 序論で示されている少子高齢化、人口減少の問題は、出生率の低下や若者の都市部への流出など深刻化していますが、その解決に向けた取組は、概ね適当であると評価します。今後も、市民と一体となって「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の理想像をめざし、健康で安全安心に暮らせる人生100年時代に向けた計画を期待します。
- 人口減少と少子高齢化の2つの課題を見据え、各施策をまたぐ「横断的取組」を「若者定住・福祉社会の実現」と「公民連携の推進」としたことについて、前計画における「超高齢社会対策の推進」を更に一歩進めて、将来を見据えた生産年齢人口の維持をめざす若者定住の視点を取り入れたことを評価します。また、新たに「公民連携の推進」を施策横断的な取組とされていますが、行政だけでなく地域や企業と連携を深め、それぞれの特性や限られた人的資源を活かしながら、まち全体の活性化にもつなげていただくことを期待します。
- 基本計画において、新たな試みとして「再定義の視点」が記載されています。新型コロナウイルス感染症も5類感染症に移行となり、インバウンドの回復、国内観光誘致など、落ち込んでいた経済活動の回復をめざした取組を進めている中で、新たな視点から事業を再度、見直すことは、急激な社会の変化に対応していく面においても適切であると考えます。
- 総合計画と一体的に策定を進めている地方創生総合戦略においては、人口減少対策としてデジタル技術等を活用した東京圏一極集中の是正、地方の社会課題解決に向けた取組が記載されていますが、これまでの取組の成果をさらに力強く推進するよう、更なる今後の取組に期待します。
- 市の産業を振興するための産業用地の確保については、産業振興の観点から課題とされていますが、若者が住みたい、住み続けたいと思うまちをかたちづくるという、将来を見据えた若者定住の観点からも、また都市空間を整備する施策においても、生活基盤の整備をさらに充実されることを求めます。
- あらゆる分野において人口減少の影響による人材不足が懸念されます。各施策においてそれに対応するための取組の記載がありますが、外部化、機械化、デジタル化、またプロセスの見直

しによる業務の合理化などを漫然と選択するのではなく、それぞれの状況に応じた適切な手段を選択し、目標を迅速に達成されることを求めます。

3. 計画推進における留意事項

今後の計画の推進にあたっては、特に次の点に留意するよう求めます。

1) 総合計画の数値目標について

基本計画の各施策においては、新たに数値目標を設け、各部署長の実行宣言や施策評価システムにより進捗管理を行うとありますが、数値目標と「10年後のめざす姿」との関連性が曖昧であり、目標に向けて市民と一体となって取組を進めることが必要不可欠なため、市民にもわかりやすく示されることを求めます。

2) 重点プロジェクトについて

この4年間で特に行うべき分野については、少子高齢化による課題の解消や、近年の甚大な自然災害の発生による危機管理体制の整備など、迅速かつ確実に遂行すべき事業もありながら選択と集中を必要とする業務も多様化しています。重点プロジェクトの選定においては、こうした社会情勢の変化をとらえ、市民のニーズも把握した上で、長期的な視点で選定を行うことを求めます。

3) 近隣市町との連携について

人口減少や高齢化の影響により、松阪市だけでの課題解決は難しくなっているものもあります。近隣市町との連携をはかることで、それぞれの社会資源を有効に活用し、多様化した市民のニーズにも効率的に幅広く対応できるものと考えます。

4) 意見等の計画への反映について

計画を策定する過程で、多くの方から意見が寄せられていると思いますが、その中で反映できていないもの、検討事項など、今後の計画の推進段階で可能となるものについては、適時、反映に努められるとともに、市民からの意見や提案による政策立案の機会が設けられることを求めます。

5) 総合計画の内容の市民への周知について

松阪市がめざす将来像の実現に向けて、市民と一体となって取り組んでいくには、市民一人ひとりが社会課題を自分事としてとらえ、主体的に取組に参画できる下地をつくるのが肝要で、市行政と市民がめざすべき将来像を共有することがその第一歩となります。

1人でも多くの方に総合計画を手にとっていただくためにも、専門用語や略称は出来る限り注釈を入れ、イラストや写真、グラフなど視覚面においても工夫をし、誰もが読みやすく、理解できる総合計画となるよう、配慮を求めます。

以上、本総合計画が策定された後は、この計画について従来以上に広報を行い、幅広い年齢層に届くよう、さまざまな方法でPRすることを求めます。また行政と市民が一体となって「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の将来像をめざし、その実現に向けて、以上述べたような審議会の総意に十分配慮した取組を、着実に推進されることを切に願います。